

公的研究費の内部監査マニュアル

1 目的

このマニュアルは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン実施基準」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）に基づき、公益社団法人日本産婦人科医会（以下「当医会」という。）における公的研究費の内部監査（以下「監査」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) 「通常監査」とは、監査を実施する年度において、当医会に所属する研究者が研究代表者として交付を受けている研究課題数の10%程度を対象とした通常の監査をいう。
- (2) 「特別監査」とは、通常監査を行う研究課題のうち、10%程度を対象とした特別の監査（書類上の調査にとどまらず、実際の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的な監査）をいう。
- (3) 「リスクアプローチ監査」とは、当医会の実態に即して不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対する抜き打ち等を含めた重点的かつ機動的な監査をいう。
- (4) 「内部監査部門」とは、公的研究費のモニタリング及び監査を行うために最高管理責任者が設置する部門をいい、最高管理責任者又は最高管理責任者の指名する者、コンプライアンス推進責任者をもって組織する。

3 監査の対象

監査の対象は、前年度の公的研究費に係る業務全般とする。

4 監査の実施時期

内部監査部門は、通常監査及び特別監査を、原則として年1回、6月から10月までの間で実施する。不正発生リスクが高いと思われる場合は、必要に応じてリスクアプローチ監査を実施する。

- (1) 通常監査：6月上旬～8月下旬
- (2) 特別監査：9月上旬～10月上旬
- (3) リスクアプローチ監査：必要に応じて随時

5 監査対象課題の抽出方法

- (1) 通常監査は、公的研究費に採択された研究課題のうち直接経費交付額の上位から順に抽出する。
- (2) 特別監査は、通常監査に該当した研究課題のうち直接経費交付額の上位から順に抽出する。
- (3) リスクアプローチ監査は、公的研究費に採択された研究課題のうち内部監査部門で協議して決定する。

6 監査事項

(1) 通常監査

- ①直接経費の管理状況の確認
- ②設備・機器備品等に係る事務等の確認（現物寄付受入、備品登録等）
- ③公的研究費の使用に関する書類の整理・保管状況の確認
→収支簿、預金通帳、証拠書類（出張申請書・報告書、見積書、納品書、請求書、領収書、宿泊先領収書、アルバイト出勤簿等）
- ④当医会の諸規程に従った執行状況の確認
- ⑤その他通常監査に係る必要な事項

(2) 特別監査

- ①購人物品の使用状況等の確認（現物確認）
- ②他の公的研究費の執行状況、経費の合算・混同使用等の有無
- ③その他特別監査に係る必要な事項

(3) リスクアプローチ監査

不正発生のリスクが高いと思われる箇所を重点的にサンプル抽出し、以下の監査を行う。

- ①特定の研究者を対象にした、購人物品の使用状況、出張の目的や概要に係るヒアリングの実施
- ②旅費の一部を対象にした、出張先や宿泊先への事実確認
- ③購入物品の一部を対象にした、取引業者への帳簿の照会
- ④短期雇用者・アルバイトの一部を対象にした、勤務実態に係るヒアリングの実施

7 実施の通知

内部監査部門は、監査の実施に当たり、被監査対象者に対し、監査実施の時期、日程、範囲、監査項目等を原則として事前に通知するものとする。ただし、リスクアプローチ監査を抜き打ちで実施する場合は、この限りでない。

8 監査の報告

監査責任者は、監査終了後遅滞なく、監査報告書を最高管理責任者に提出するものとする。

9 監事との連携

内部監査部門は、監査結果等を当法人の監事等に報告し、又は意見を求める等により有効かつ多角的な監査を実施する。

10 監査結果の活用

監査報告の取りまとめ結果については、コンプライアンス教育での周知等により不正使用の防止に活用する。